

施策評価シート (平成28年度の振り返り、総括)

作成日 平成29年 07月 16日

施策 No.	18	施策名	低所得者福祉の充実
主管課名	社会福祉課	電話番号	0285-83-6063
関係課名			

施策の対象	生活保護世帯								
対象指標名	単位	22年度実績	23年度実績	24年度実績	25年度実績	26年度実績	27年度実績	28年度実績	31年度見込
人口	人	82,584	82,136	81,511	80,929	80,698	80,590	79,422	80,200
生活保護世帯	世帯	482	509	559	600	635	636	614	630

施策の意図	低所得者世帯の社会的、経済的な自立を支援する。								
成果指標設定の考え方及び指標の把握方法(算定式など)	<ul style="list-style-type: none"> 生活保護世帯の状況については、申請や廃止の理由、生活指導等により把握する。 生活保護世帯の経済的自立については、就労等による保護の廃止により把握する。 生活困窮者世帯の自立支援については、自立相談等により把握する。 自立に関する就労支援者数については、生活保護受給者就労支援事業により把握する。 住居確保給付金の支給件数については、当該事業により把握する。 生活保護世帯に属する子どもの高等学校等の進学率については、対象児童のいる世帯に関する生業扶助費により把握する。 								
成果指標名	単位	22年度実績	23年度実績	24年度実績	25年度実績	26年度実績	27年度実績	28年度実績	31年度基本計画目標値
生活保護世帯数	世帯	482	509	559	600	635	636	614	630
生活保護人員数	人	694	739	795	849	891	874	827	890
就労により自立した保護世帯数	世帯	16	20	15	23	15	16	19	25
自立に関する就労支援者数	人				87	83	94	131	100
住居確保給付金の支給件数	件				39	7	1	1	50
生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率	%				62.5	83.3	75.0	100.0	95.0

施策の成果向上に向けての住民と行政との役割分担	<p>市民</p> <ul style="list-style-type: none"> 生活保護世帯は、その持てる能力に応じて自立を目指す。 生活が困窮したときは、生活保護受給に至る前の早い段階で相談、助言を受ける。 <p>行政</p> <ul style="list-style-type: none"> 生活保護世帯の生活保障を行い、自立への意識づくりや関係機関との連携による自立助長を図るとともに、生活保護受給に至る前の早い段階での援助、支援を行う。
-------------------------	--

1. 施策の成果水準とその背景（近隣他市や以前との比較、特徴、その要因と考えられること）

(1) 施策成果の時系列比較（過去3年間の比較）

- ・生活保護の世帯数及び人員数については、横ばいから減少に転じた。
平成26年度：635世帯、891人 平成27年度：636世帯、874人
平成28年度：614世帯、827人（対前年比：22世帯、47人減）
- ・生活保護の相談件数は増加しているが、実際の申請件数は年々減少している。
平成26年度：相談245件、申請113件 平成27年度：相談264件、申請99件
平成28年度：相談311件、申請66件（対前年比：相談47件増、申請33件減）

【参考】

ア．生活保護が開始になった主な要因は、「傷病」、「失業・定年」、「就労しているが収入減」、「手持金の減」によるものであり、全体の66.6%を占めている。 年度報から

イ．生活保護世帯の内訳を見ると、高齢者世帯及びその他の世帯の割合が高い。
高齢者世帯48.7%（44.1%）、母子世帯5.4%（4.6%）
障害者世帯10.6%（10.4%）、傷病者世帯11.1%（14.9%）
その他の世帯24.2%（26.0%）（ ）は前年度
生活保護停止中の世帯を除く。 毎年3月報から

ウ．稼働世帯である「その他の世帯」147世帯（162世帯）のうち、就労している世帯は50世帯（61世帯）、就労していない世帯は97世帯（101世帯）となっており、引き続き就労支援に努めていく。（ ）は前年3月分 毎年3月報から

エ．外国籍の生活保護受給者の割合は、昨年度増加後、横ばいとなっている。
平成26年度末：6.7% 平成27年度末：9.2%【80人】
平成28年度末：9.1%【75人】（対前年比：0.1ポイント減） 毎年3月報から

- ・就労により自立した生活保護世帯数は年々増加している。就労形態は派遣や臨時雇用が多い。
平成26年度：15件【20.8%】 平成27年度：16件【18.2%】
平成28年度：19件【20.9%】
〔 〕は廃止した世帯に占める割合。 年度報から
- ・生活困窮者に対する学習支援事業の状況については、補足事項に記す。

(2) 近隣他市との比較

- ・平成28年度の平均保護率（人口千人あたりの生活保護受給世帯の割合）は、栃木県全体では10.95%となっている。本市は宇都宮市に次いで平均保護率が高い。
1位：宇都宮市16.81% 2位：真岡市10.73% 3位：足利市10.28%
4位：日光市9.91% 5位：佐野市9.86% 6位：栃木市9.48%
7位：小山市8.89% 8位：那須塩原市8.62% 9位：大田原市8.55%
10位：矢板市7.65% 11位：下野市7.25% 12位：鹿沼市7.11%
13位：さくら市6.83% 14位：那須烏山市6.16% 年度報から
- ・自立した世帯の割合（1年間で自立した世帯数/月平均保護世帯数）は、栃木県全体では1.71%となっている。本市は3.02%で県内14市中第1位となっている。
1位：真岡市：3.02% 2位：大田原市2.32% 3位：矢板市1.89%
4位：鹿沼市：1.79% 5位：栃木市1.72% 年度報から

【参考：有効求人倍率（平成28年度計）ハローワーク比較】

1位：宇都宮管内1.44 2位：日光管内1.38 3位：足利管内1.24
4位：黒磯管内1.23 4位：鹿沼管内1.23 6位：栃木管内1.19
7位：小山管内1.17 8位：矢板管内0.98 9位：大田原管内0.95
10位：真岡管内0.93 11位：佐野管内0.91

(3) 住民期待水準との比較

- ・平成29年度真岡市民意向調査の「今後のまちづくりで力を入れてほしい施策」では、「子育て支援の推進」が34.5%で37項目中1位、「高齢者の自立と社会参加の支援」が25.4%で4位、「低所得者福祉の充実」が20.2%で9位となっている。

28年度の
評価結果

2. 施策の成果実績に対してのこれまでの主な取り組み（事務事業）の総括

- ・生活保護受給者の自立助長については、平成25年度から就労支援員を配置し、ハローワークと連携して稼働年齢層へ就労支援を行った。
- ・生活指導を全世帯対象に定期的に行っているほか、就労自立指導のため、毎月訪問が必要な世帯への訪問指導を118世帯に対して行った。
- ・傷病世帯に対しては、医療機関との連携により治療促進を図り、自立に向けて就労指導を行った。
- ・医療費の適正執行のため、レセプト点検を行い、過剰な医薬品投与などを点検した。また、後発医薬品の使用が可能なものは、その使用への切り替えを医療機関と連携して行い、医療費扶助の抑制に努めた。
- ・生活保護の適正受給に向けて、被保護世帯の申告内容を適宜確認するとともに、不正受給が疑われる事案については徹底した調査を実施し、改善命令等に従わない場合は廃止等の措置を講じた。
- ・生活困窮者については、生活保護の受給に至る前に、自立に向けた相談支援、ハローワークと連携した就労支援に努めた。相談件数：206件（前年度：184件）
- ・社会福祉協議会で実施している低所得者向けの「社会福祉金庫等貸付事業」により、15件、295,000円（前年度：33件、646,000円）の貸付けを行った。

28年度の
評価結果

3. 施策の課題認識と改革改善の方向

【施策の課題認識】

- ・生活保護を受給する世帯のうち、65歳以上の高齢者世帯の割合が年々高くなってきている。全国的には、受給世帯の半数を超える51.4%（平成28年12月）となった。本市においても、高齢者世帯の割合は48.7%で、5年前（平成23年度：35.0%）に比べ、13.7ポイント増加した。
- ・高齢者世帯の生活保護受給が増えている要因としては、高齢化が進むなか、低年金や無年金で老後を迎え、就労できなかつたり、就労しても十分な収入を得られない状況であることが、生活保護を開始した理由から分かる。身寄りもなく、生活保護に頼る高齢者が増えてきているといえる。
- ・生活保護の受給世帯数が横ばいから減少に転じた主な要因
第一には、相談時の面談を重視して主訴内容を詳しく聞き取りすることで、生活困窮者自立支援事業による就労支援で自立可能と判断されるケースを割り出して支援に努めたことで、生活保護の申請に至らない事案が多くなったこと。

第二には、高齢者世帯の増加に伴い、必然的に死亡による生活保護の廃止が増えたこと。

第三には、人手不足の状況が続くなかハローワークの求人数が増加しているため、稼働可能な被保護者の就職に結びつく機会が増えたこと。

【改革改善の方向】

- ・稼働能力が認められる者に対する課題は、自立を助長するための就労意欲を高めることにあるので、引き続き就労支援員によるハローワークと連携したきめ細かな就労支援に努めていく。
- ・生活困窮者自立支援制度（平成27年4月開始）による支援を行うため、主任相談支援員、相談支援員、就労支援員を配置し、生活保護に至る前での自立を支援していく。
- ・生活保護の補足性の原理に基づき、「資産」、「稼働能力」、「他の公的扶助」の活用をはじめ、扶養義務者の扶養の可否等について十分な調査を行い、決して安易に生活保護が行なわれることのないようにしていく。
- ・他の制度を優先利用しても救済できない世帯には、最低限度の生活保障を行い、自立の助長をしていく。

28年度の
評価結果

補足事項

- ・平成28年度に実施した「地域福祉計画（第2期）」の策定時のアンケート調査結果では、

「今後、市が取り組むべき施策の優先は何か」について、「高齢者、障がい者の入所施設の整備」が37.6%で最も高く、次いで「高齢や障害があっても在宅生活が続けられるサービスの充実」が36.6%となっている。

「低所得者の自立支援」は、20.3%で、前回（平成22年度）調査の23.6%を下回った。

- ・平成28年度生活困窮者学習支援事業の状況

対象者 市内在住の中学1年生～3年生のうちで、要保護又は準要保護世帯の者
登録者数 41人（1年生：7人、2年生：18人、3年生：16人）
世帯内訳 要保護世帯：10人 準要保護世帯：31人
教室人数 真岡教室：31人 二宮教室：4人 通信添削：7人
（真岡教室受講者のうち、1人は通信添削も利用している。）